

令和2年4月7日  
庁 議 資 料

あいとびあセンターの部屋の利用の変更について

あいとびあセンター入館団体の部屋の利用について、令和2年4月及び5月より以下のとおり見直しを行う。

(1) 専用の部屋として新たに利用する部屋（4月から）

301 会議室、陶芸室、倉庫A

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（麦の穂の別室として使用）

※301 会議室は子ども家庭支援センター移転後の25日から使用

(2) 部屋の使用団体の変更（5月から）

日中一時支援室

社会福祉法人足立邦栄会（日中一時支援室）

→NPOさつき会

（地域生活支援センターリヒトの相談スペース等として使用）

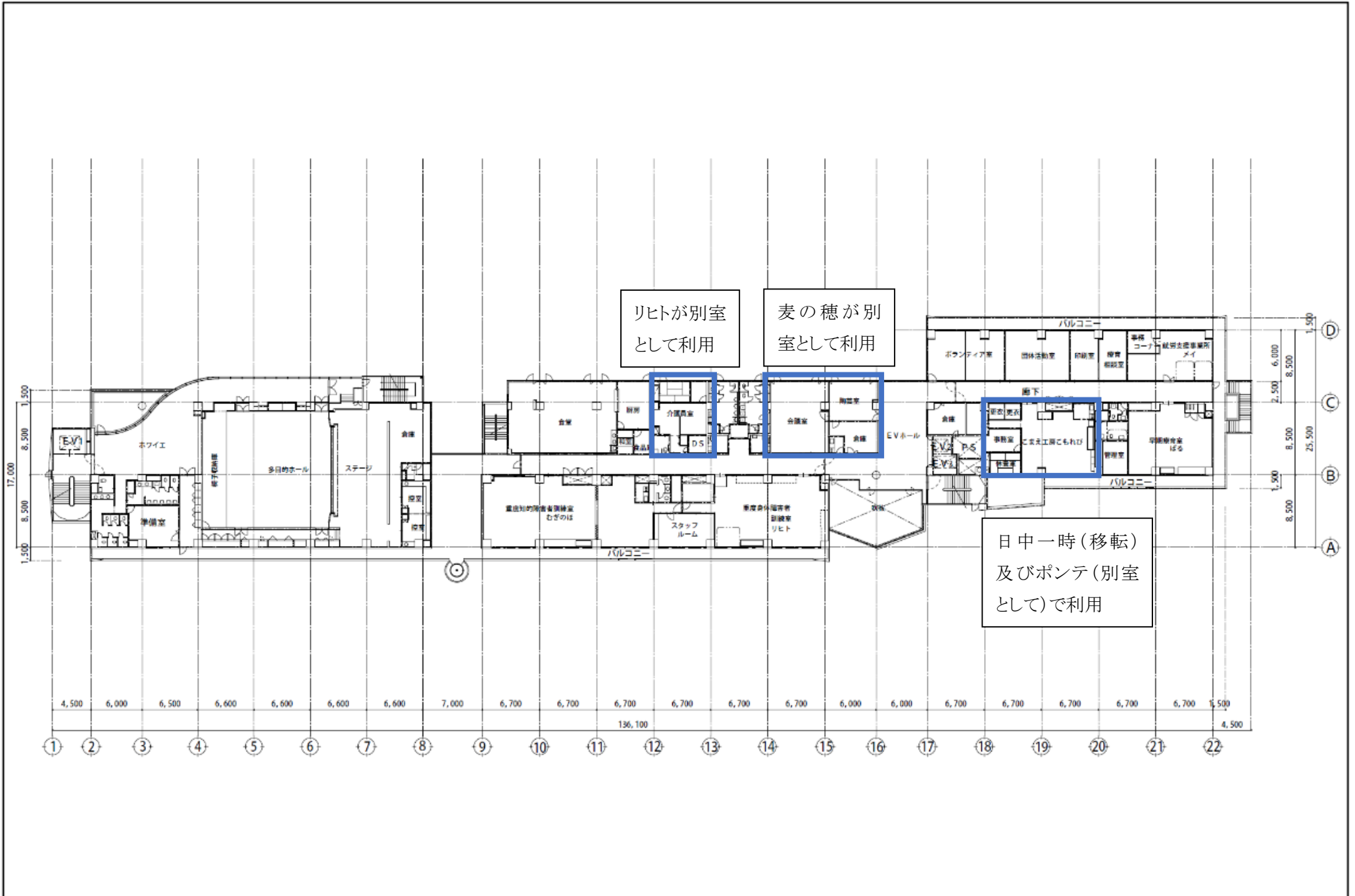
子ども家庭支援センター移転後の部屋

社会福祉法人雲柱社

→社会福祉法人足立邦栄会

（日中一時支援室みずきを移転し、また、ポンテの別室として併用）

※変更後の部屋については別紙のとおり



リヒトが別室として利用

麦の穂が別室として利用

日中一時(移転)及びポンテ(別室として)で利用